

12月議会定例会

12月定例会を11月30日から12月23日までの24日間の会期で開会しました。

■ 12月議会定例会で審議した議案等

| 議案番号 | 件名 | 概要 | 審議結果 |
|--------|--|--|---------|
| 議案第72号 | 御前崎市特別職の職員で常勤のものものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職（市長、副市長）の期末手当支給月数を0.15月/年引下げのための条例改正 | 全員一致で可決 |
| 議案第73号 | 御前崎市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、教育長の期末手当支給月数を0.15月/年引下げのための条例改正 | 全員一致で可決 |
| 議案第74号 | 御前崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、一般職の期末手当支給月数を0.15月/年引下げのための条例改正 | 全員一致で可決 |
| 議案第75号 | 御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について | (修正案) 太陽光又はバイオマスエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業のうち、「事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの」を、「事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの、または発電出力が20kW以上のもの」に改める | 賛成少数で否決 |
| | | (原案) 自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、豊かな自然環境や魅力ある景観を維持するとともに、災害の発生を防止することで良好な生活環境の保全に寄与することを目的に制定するもの | 賛成多数で可決 |
| 議案第76号 | 御前崎市療育施設新野こどもの里設置及び管理条例を廃止する条例の制定について | 令和4年4月1日をもって東遠学園組合へ無償譲渡するため、本条例を廃止するもの | 全員一致で可決 |
| 議案第77号 | 御前崎市営住宅基金条例の制定について | 市営住宅の老朽化に伴い、建設、修繕または改良を図るための事業の実施に必要な財源に充てることを目的とした基金条例を創設するもの | 全員一致で可決 |
| 議案第78号 | 財産の無償譲渡について (御前崎市療育施設新野こどもの里) | 「御前崎市療育施設新野こどもの里」を東遠学園組合が有効活用することにより、更なる療育事業の充実が期待できることから、令和4年4月1日をもって東遠学園組合へ無償譲渡するもの | 全員一致で可決 |
| 議案第79号 | 御前崎市公の施設に係る指定管理者の指定について (御前崎市ふるさと交流拠点施設) | 御前崎市ふるさと交流拠点施設「あらさわふる里公園」の指定管理者を「有限会社グランパークあらさわ」に指定 | 全員一致で可決 |